

令和7年度 途中入所用

入所のてびき

【保育所・認定こども園・地域型保育施設】

受付期間 : 入所希望月の前月5日

(土日祝日の場合は翌平日) 締切り

※土日祝日、年末年始を除く

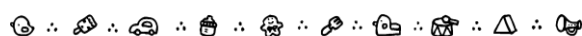
受付時間 : 平日: 午前8時30分～午後5時15分

受付場所 : 桶川市役所 保育課(2階)

★書類不備があった場合は受付できませんので、
よくご確認ください。

★郵便受付 入所希望日の前月の1日までの消印有効

お申込み前に希望する
保育施設への事前の見学を
おすすめします♪



桶川市福祉部保育課

〒363-8501 埼玉県桶川市泉1-3-28

TEL 048-788-4947・4948(直通)

FAX 048-786-5882



令和7年度版幼稚園・保育
施設情報誌

もくじ

1 保育の必要性の認定

1	認定とは？	3
2	保育の必要な事由	3
3	利用時間	4
4	利用者負担額（保育料）	5

2 保育施設の入所手続き

1	入所手続きの流れ	8
2	内定の方・待機の方	9
3	必要書類	10
4	該当者のみ必要書類	11
5	市外からの申込み・市外の保育施設への申込み	11
6	申込み時の注意事項	12
7	よい保育施設の選び方	13
8	鴨川保育所大規模改修工事について	14
9	北保育所および坂田保育所の老朽化に伴う再編整備予定について	15
10	よくある質問～Q&A～	16・17

3 保育施設の紹介

1	保育所の紹介	18
2	認定こども園の紹介	19
3	地域型保育施設の紹介	20
4	おけがわ子育てマップ	21

4 その他の保育サービス

1	病児・病後児保育	22
2	ファミリー・サポート・センター	22
3	認可外保育施設	23
4	市内幼稚園等（預かり保育事業）	24
5	桶川市内保育所等の災害時における臨時休園ガイドライン	25
6	クラス早見表・入所可能クラス一覧	26
7	保育所・認定こども園・幼稚園一覧	27

1 保育の必要性の認定



認定とは？

保育所や認定こども園、地域型保育施設の利用を希望する場合には、市に「教育・保育給付認定申請書」を提出して、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

認定区分と主な利用先は以下のとおりです。

教育・保育給付認定区分	対象者	利用時間	主な利用先
1号認定 (教育標準時間認定)	お子さんが満3歳以上で、幼児教育を希望する場合	教育標準時間	認定こども園（幼稚園部分）
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育園部分）
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育園部分） 地域型保育施設



保育の必要な事由

保育認定（2号認定、3号認定）に当たっては、児童の保護者及び同居する65歳未満の親族等のいずれ（高校生以下を除く）もが次の事由に該当し、常時保育が必要な状態にあることが必要です。

保育の必要な事由		認定期間
就労	月64時間以上就労することを常態とすること。 ※就労することを常態とすることの目安は「1日4時間以上、週4日以上勤務」です。	就労している期間（最大で、小学校就学前まで） ※育児休暇中の利用については、 保育短時間 の認定となります。
妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	出産予定月をはさんで前後各2か月 ※よくある質問～Q&A～をご覧ください。
疾病・障害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	治療に要する期間
介護・看護	同居の親族を常時介護又は看護※1していること。	介護、看護に要する期間
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	災害復旧に要する期間
求職活動	[就労]と同条件で求職活動を継続的に行っていること。	入所日から2か月間 ※求職活動中の利用については、 保育短時間 の認定となります。
就学	学校、専修学校、職業訓練校等に在学※1していること。	在学している期間
その他	前各事由に類するものとして市長が認める事由に該当すること。	

※1 保育を必要とする頻度は、就労の事由内容を準用します。

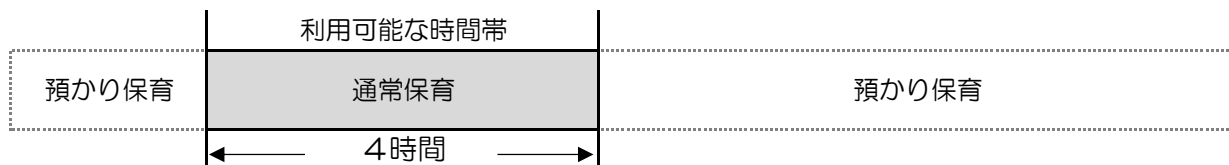


3 利用時間

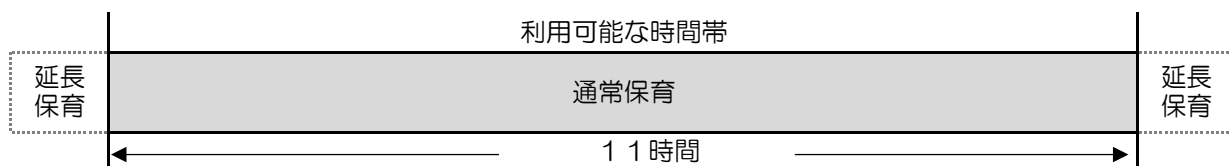
それぞれの認定区分で利用時間が設定されます。

また、保育認定（2号認定、3号認定）については、保育の必要量（保育時間）に応じて「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに認定し、それぞれの利用可能な時間帯の範囲内で、各認定事由に応じた保育の利用が可能です。（原則、認定された事由以外の利用はできません。）

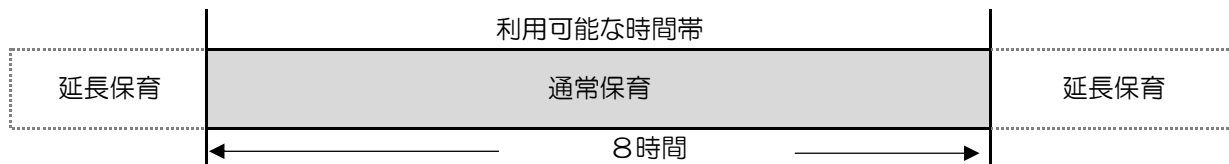
(1) 教育標準時間（認定こども園の幼稚園部分）



(2) 保育標準時間・・・月120時間以上の就労等



(3) 保育短時間・・・月64時間以上120時間未満の就労及び育児休暇中等



※ 各施設の利用時間は18ページ以降をご覧ください。

※ 預かり保育・延長保育料は各施設で異なりますので、その施設へお尋ねください。



令和7年度(2025年度)クラス編成表

1歳～5歳児については、令和7年4月1日時点の年齢でクラスが決まります（下記の表参照）。

該当クラス	生年月日			
0歳児クラス	和暦	令和6年4月2日	～	
	西暦	2024年4月2日	～	
1歳児クラス	和暦	令和5年4月2日	～	令和6年4月1日
	西暦	2023年4月2日	～	2024年4月1日
2歳児クラス	和暦	令和4年4月2日	～	令和5年4月1日
	西暦	2022年4月2日	～	2023年4月1日
3歳児クラス	和暦	令和3年4月2日	～	令和4年4月1日
	西暦	2021年4月2日	～	2022年4月1日
4歳児クラス	和暦	令和2年4月2日	～	令和3年4月1日
	西暦	2020年4月2日	～	2021年4月1日
5歳児クラス	和暦	平成31年4月2日	～	令和2年4月1日
	西暦	2019年4月2日	～	2020年4月1日





保育料は、保育所に入所した児童の世帯のうち、原則、保護者（父母等）の**市町村民税の所得割課税額**により決定します。また、父母以外の同居者（祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合には、当該父母のほか、家計の主宰者の市町村民税の所得割課税額も算入します。

- ①児童を所得税の算定上扶養控除の対象としているか
- ②児童を健康保険等において扶養家族としているか
- ③その世帯において最多収入、最多納税者であるか

等を総合的に勘案し、判断することになります。



在籍児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）	
階層区分	定義		3歳未満児クラス	
			保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)又は児童福祉法による里親		0	0
第2	第1階層及び第4階層から第11階層までを除き、現年度分(4月から8月までの間は、前年度分)の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯		
第3		市町村民税課税世帯	7,800	7,600
第4	第1階層を除き、現年度分(4月から8月までの間は、前年度分)の市町村民税課税世帯であって、その所得割課税額が次の区分に該当する世帯	1円以上58,000円未満	11,900	11,600
第5		58,000円以上76,000円未満	20,800	20,400
第6		76,000円以上97,000円未満	29,700	29,100
第7		97,000円以上130,000円未満	35,200	34,600
第8		130,000円以上190,300円未満	44,000	43,200
第9		190,300円以上259,200円未満	48,300	47,400
第10		259,200円以上388,500円未満	56,000	55,000
第11		388,500円以上	72,800	71,500

ア 寄付金税額控除 イ 外国税額控除 ウ 配当割・株式譲渡割
エ 配当控除 オ 住宅借入金等特別控除

R7/ 4月 5月 6月 7月 8月 **9月** 10月 11月 12月 R8/ 1月 2月 3月

R 6年度の市町村民税に基づく保育料 R 7年度の市町村民税に基づく保育料

-5-

(3) 幼児教育・保育の負担額について

① 保育所・認定こども園【保育所部分利用】

《利用者負担額》

3～5歳児クラス及び市町村民税非課税世帯の0～2歳児クラスの児童については無償化となりますが、給食費等の実費負担はあります。

《給食費》

0～2歳児クラスの給食費については保育料の中に含まれていますが、3～5歳児クラスの場合、**主食費及び副食費 ※（おかず、おやつなど）が保護者の実費負担**となります。



※3～5歳児クラスの副食費については、次のいずれかの場合免除されます。

- ・世帯の市町村民税の所得割課税額が57,700円（ひとり親世帯等は77,101円）未満（年収360万円相当未満）である場合
- ・所得階層にかかわらず、小学校就学前の範囲内に同一世帯で子どもが3人以上いる場合の3人目以降の子ども

② 私立幼稚園・認定こども園【幼稚園部分利用】

《利用料》

満3歳児～5歳児を対象に、認定こども園（幼稚園部分利用）と新制度幼稚園は全額、新制度未移行幼稚園は月額25,700円を上限に無償化となります。

◆桶川市内の幼稚園（桶川幼稚園、しろがね幼稚園、愛宕幼稚園）は新制度未移行幼稚園です。

◇主食費及び副食費※（おかず、おやつなど）は利用料に含まれず、保護者の実費負担となります。

また、通園送迎費や行事費、教材費なども保護者の実費負担となります。

※副食費…満3～5歳児クラスは次のいずれかの場合、月額4,800円を上限に免除されます。

- ・世帯の市町村民税の所得割課税額が77,101円（年収360万円相当）未満である場合
- ・所得階層にかかわらず、小学校3年生以下の範囲内に同一世帯で子どもが3人以上いる場合の3人目以降の子ども

《預かり保育》

3歳児～5歳児及び市町村民税非課税世帯の満3歳児を対象に、保育の必要性が認められる場合、月額11,300円（市町村民税非課税世帯の満3歳児は16,300円）を上限に「450円×利用日数」を支給限度額として、預かり保育の利用に要した費用が免除となります。

免除の対象となるためには、**事前に**市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

詳しくは、市または施設へお問い合わせください。

(4)兄弟姉妹がいる世帯の保育料軽減

- ①生計を一にする世帯に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については無料となります。

※ 3人目以降については書類提出が必要となる場合があります。

(5)ひとり親世帯等の保育料の軽減

- ①市町村民税の所得割課税額が48,600円未満の世帯（第1階層及び第2階層を除く）の場合、生計を一にする年長の子どもから順に1人目は、利用者負担額表に定める額から1,000円を差し引いた額の半額、2人目以降は無料となります。
- ②市町村民税の所得割課税額が48,600円以上58,000円未満の世帯の場合、生計を一にする年長の子どもから順に1人目は半額、2人目以降は無料となります。
- ③市町村民税の所得割課税額が58,000円以上77,101円未満の世帯の場合、生計を一にする年長の子どもから順に1人目は、保育標準時間の場合月額9,000円、保育短時間の場合月額8,800円となり、2人目以降は無料となります。

※ひとり親世帯等とは、ひとり親の世帯及び、在宅障害児（者）のいる世帯のことをいいます。

(6)延長保育料

認定区分ごとに利用時間が設定されています。認定された通常の保育時間を超えて利用する場合は、延長保育料がかかります。

①公立保育所

保育標準時間の利用は、月額2,000円、保育短時間の利用は、月額1,000円～3,000円です。（朝：1,000円 タ：2,000円）

②私立保育所、認定こども園、地域型保育施設

各施設で延長保育料を定めておりますので、直接各施設へお尋ねください。

(7)保育料の納付方法

① 保育所（公立及び私立）

市へ納付していただきます。

※入所内定後に 口座振替依頼書を提出していただきます。

② 認定こども園、地域型保育施設

各施設へ納付していただきます。

※納付方法は各施設へ確認してください。

①申込受付

《窓口受付》

★受付期間★

入所希望日	申込受付締切日	入所希望日	申込受付締切日
令和7年 5月1日	令和7年 4月7日(月)	令和7年11月1日	令和7年10月6日(月)
令和7年 6月1日	令和7年 5月7日(水)	令和7年12月1日	令和7年 11月5日(水)
令和7年 7月1日	令和7年 6月5日(木)	令和8年 1月1日	令和7年 12月5日(金)
令和7年 8月1日	令和7年 7月7日(月)	令和8年 2月1日	令和8年 1月5日(月)
令和7年 9月1日	令和7年 8月5日(火)	令和8年 3月1日	令和8年 2月5日(木)
令和7年10月1日	令和7年 9月5日(金)	※土日祝日、年末年始を除く	

《郵便受付》

受付期間： 入所希望日の前月の1日までの消印有効

※書類不備があった場合、申請を受け付けられません。

【郵送の注意点】を必ずお読みください。



①希望する保育施設への事前の見学をお勧めします。直接保育施設へ電話し、予約してください。

②入所のてびきをよくお読みのうえ、申請してください。

③例年、希望する施設が公立保育所及びこども園に集中しておりますので、他保育施設へのお申し込みもご検討ください。

【注意点】

- ・入所決定は先着順ではありません。
- ・利用調整（選考）における年齢は、入所希望年度の4月1日時点の満年齢となります。
- ・申込後に申請内容に変更が生じた場合は、必ず保育課へ追加書類を提出してください。受付締切後の変更については、翌月以降の入所希望日から反映となります。

【郵送の注意点】

- ・書類が紛失された場合、桶川市では責任を負いかねますのでご承知おきください。
- ・書類に不備がある場合、申請は受け付けられません。窓口受付期間に書類一式を再提出してください。
- ・受領証の発行が必要な場合、切手貼付済のはがきを同封してください。

②教育・保育給付認定通知の交付

保育の必要な理由・保育の必要量等の認定にかかる申請内容を調査し、認定者に通知します。

発送予定： 入所希望日の前月の20日頃

③利用調整結果の送付

提出された書類により、市が保育の必要性を審査し、桶川市保育施設入所基準調査表をもとに選考（利用調整）を行います。児童の保育を必要とする度合いの高い方から利用の内定を行います。申込み順ではありません。

- ・入所が内定した方には、「利用調整結果通知書」に“利用可能”と明記して送付します。
- ・入所ができない方には、「利用調整結果通知書」に“利用不可”と明記して送付します。

発送予定： 入所希望日の前月の20日頃

注意

- ・就労状況を確認するため、就労先に問い合わせることがあります。
- ・虚偽の報告や、利用承諾後に申請内容に変更が生じた場合は、利用承諾を取り消す場合があります。



内定の方

【利用可能】

④ 面接

内定した保育施設で児童面接を受けていただきます。

（中旬～下旬を予定）

詳細は利用調整結果通知書の同封書類にてご案内いたします。

※児童面接の結果、集団保育に適さないと判断された場合には、利用内定が取り消しになることがあります。

⑤ 入所決定

面接の結果を踏まえ利用承諾通知書を送付します。

【発送予定】 入所の前月下旬



⑥ 利用者負担額（保育料）決定

利用者負担額決定通知を送付します。

【発送予定】 入所の前月下旬



待機の方

【利用不可】

受付をした申込書類は**令和8年3月31日まで**有効です。毎月利用調整を改めて行いますので、入所が可能になりましたら再度通知いたします。

※利用不可の利用調整結果通知書の送付は初回のみとなり、毎月は送付しません。再発行が必要な場合は希望月の前々月11日から前月10日までの間にお電話ください。

※申込書類の内容に変更がある場合は、利用調整に影響するため、速やかにご連絡お願いいたします。
なお、次の場合は、書面による手続きが必要になります。

- ・世帯員に変更があるとき
- ・就労先や就労時間などの保育の必要とする事由が変わったとき
- ・希望保育所を変更したいとき
- ・申込みを取り下げたいとき
- ・市外へ転出するとき

※ 令和7年度4月から保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長の手続きには、育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書、市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し（全てのページ）、市区町村が発行する利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書等）が必要になります。（厚生労働省ホームページ抜粋）
詳細については、下記の厚生労働省ホームページをご確認ください。



厚生労働省ホームページ

必要書類

CHECK!

①～⑥までの書類をすべて提出した時点で正式な申込となります。
★申込児童分ご用意ください！

① 申込必要書類チェックリスト（児童1人につき1枚）

② 教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書（児童1人につき1枚）

※連絡先については、日中に連絡可能な連絡先を必ず記入してください。

マイナンバー確認書類 ※原本持参

(1) 番号確認書類（世帯全員分）いずれか1点

・マイナンバーカード ・通知カード ・マイナンバーが記載された住民票 ・個人番号通知書

(2) 身元確認書類（来庁者のみ）

1点で確認できるもの（顔写真付の公的証明書）	左記のものがない場合（A2点またはA1点とB1点）	
・マイナンバーカード ・パスポート ・精神障害者保健福祉手帳	A（顔写真なしの公的証明書） ・健康保険証 ・こども医療費受給資格証 ・特別児童扶養手当証書 ・児童扶養手当証書	B（顔写真付きの証明書） ・公的機関発行の資格証明証 ・学生証 ・法人が発行した証明書

③ 家庭状況書・兄弟姉妹入所にかかる意思確認票（児童1人につき1枚）

④ 保育を必要とすることの証明書

- ・保護者及び同居する65歳未満の親族等全員分（祖父母等の同居・別居について、住民票上は世帯分離していても同一住所にお住まいの場合、同居の扱いになります。ただし、同一住所でも別棟にお住まいの場合は別居扱いになります。）
- ・兄弟姉妹で同時申請、放課後児童クラブの同時申請の場合は、1部原本、他コピー可です。

就労証明書 （入所希望日の3か月以内に証明されたもの）	就労の場合 ・就労が内定している場合も同様の証明書で提出してください。 ・必ず事業主が記入してください。本人が記入したものは無効です。 ・自営業の場合「該当者のみ提出が必要な書類」も提出してください。
求職中の状況申告書	求職中の場合
保育を必要とする状況申告書 （右記の書類を併せて提出）	就学、出産、障害、疾病、災害、その他の場合 【就学】在学証明書および授業の時間が分かるカリキュラムの写し 【出産】母子手帳の表紙及び出産予定日の記載のページの写し 【障害】手帳等の写し 【疾病】診断書※の写し

※＜注意点＞

診断書（証明日が入所希望日の3か月以内に証明されたもの）には、「患者氏名・診断名・症状経過等・治療期間と通院回数・看（介）護や自宅安静の必要性又は家庭生活への影響」の記入が必要です。

⑤ 健康調査票（児童1人につき1枚）

⑥ 重要事項確認票（同意書）（児童1人につき1枚）

該当者のみ提出が必要な書類

状況	必要な書類
自営業の方 (①・②を提出)	①就労証明書 ②客観的に事業を行っていることが分かる書類の写し 【例】個人事業の開業届、確定申告書の控え、源泉徴収票 上記がない場合、仕入伝票、報酬記録等(申込み日前月分)
児童の兄弟が障害児の通園施設等を利用している場合	園が発行する「在園証明書」又は「入園証明書」 ※幼稚園の場合は提出の必要はありません。
離婚調停(裁判)中で 母(父)子の扱いを希望する場合	離婚調停(裁判)を証明する書類 ※公的な証明書等がない場合、両親の保育を必要とする証明書類の提出が必要です。
ひとり親の方	児童扶養手当証書の写し又はひとり親家庭等医療費受給資格証の写し(対象外世帯の場合は戸籍謄本等) ※申請書の「家庭状況」の欄に記入してください。 ※上記書類が間に合わない場合は、離婚届受理証明書等。上記書類が整い次第、早急にご提出ください。
生活保護受給者	生活保護受給証明書 ※申請書の「生活保護」欄に記入してください。
同一世帯に障害者手帳等 所持者がいる方	手帳の写し、特別児童扶養手当・障害基礎年金の受給がわかる書類のいずれか1つ ※申請書の「障害者手帳等の有無」の欄に記入してください。

市外からの申込み・市外の保育施設への申込み

■令和7年度11月入所申込み分まで

	桶川市民の方が 桶川市外の保育施設を希望する場合	桶川市外の方が 桶川市内の保育施設を希望する場合
受付場所	桶川市保育課 (転出予定の方は、転出先市区町村の保育担当課にお問い合わせください。)	住民登録地の市区町村保育担当課
受付期間	桶川市保育課での受付後に、希望する保育施設所在地の市区町村へ申請書類を郵送します。 希望する保育施設所在地の市区町村の受付期日の7日前までに、桶川市保育課へ提出してください。	住民登録地の市区町村保育担当課での受付後に、桶川市保育課へ郵送されます。入所を希望される月の前月5日までに桶川市保育課へ届いた申請書類を選考の対象とします。 【例】10月1日入所希望の場合、9月5日が桶川市の期限です。 住民登録地には8月中※に申請してください。 ※詳細な締切は住民登録地へ確認してください。
申込書類	①前ページ(10ページ)の必要書類 ②売買・賃貸借契約書等の写し(転出予定の方) ③希望する保育施設所在地の市区町村の指定する書類	①住民登録地の市区町村の申請書類一式 ②桶川市様式「重要事項確認票(市外在住者用)」 ③桶川市様式「転入に関する誓約書」及び売買契約書等(転入の場合のみ)
注意事項	事前に、希望する保育施設所在地の市区町村に受付期日及び必要書類の確認をしてください。	桶川市市民課での転入手続き後、必ず保育課窓口での入所申請が必要です。

■令和7年度12月入所申込み分から ※転出・転入(予定)がない方は、上記の「令和7年度11月入所申込み分まで」の方法でお申し込みください。

	桶川市民の方が、市外へ転出(予定も含む)し、 市外の保育施設を希望する場合	桶川市外の方が、桶川市へ転入(予定も含む)し、 市内の保育施設を希望する場合
受付場所	転出先市区町村の保育担当課	桶川市保育課(郵送可)
受付期間	転出先の市区町村へお問い合わせください。	8ページの申込受付期間を参照
申込書類	転出先の市区町村へお問い合わせください。	①桶川市所定の申請書類一式(10ページ①～⑥) ②桶川市様式「転入に関する誓約書」及び売買契約書等
注意事項	<現在、桶川市の保育園に通っている方> ・転出先市区町村の保育園に通うことが決まった場合 ⇒速やかに「退所届」を桶川市へ提出してください。 ・転出先市区町村の保育園が待機となった場合 ⇒転出後も桶川市の保育園に引き続き通いたい場合は、必ず転出先市区町村の保育担当課にお申込みください。	・入所希望日の前日までに桶川市へ住民登録をする場合に、転入予定として取り扱います。 ・保育料は、市区村民税所得割課税額をもとに算定しますので、未申告の方は必ず申告をしてください。 ・桶川市市民課での転入手続き後、保育課窓口まで必ずお越しください。

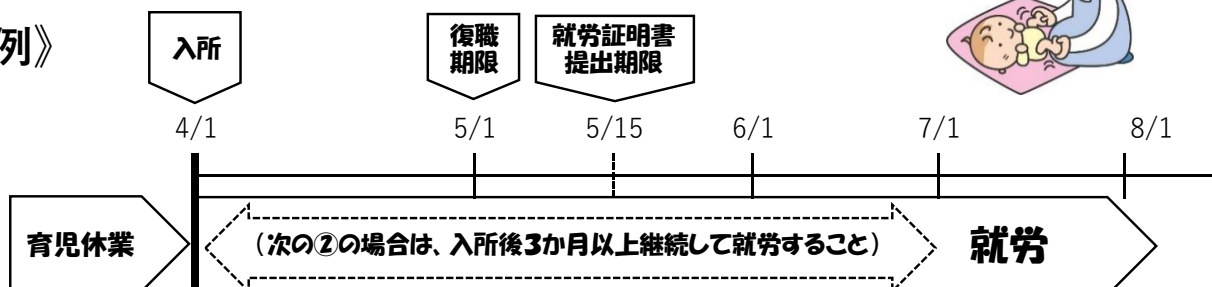


① 育休明け・産休明けでの申込み

入所月の月末までに育児休業が終了し、翌月1日までに復職することが条件となります。
 復職後、復職したことを証明する書類（復職済みと記載の就労証明書）を入所翌月の
 15日までに保育課へ提出してください。
 ※入所月の翌月1日までに復職しない場合の育児休業中の申込みはできません。



《例》



※復職とは、「育児休業・産後休業を取得している勤務先に復帰すること」です。申込み時とは別の勤務先に転職しても復職したことにはなりません。
 （申込み時の勤務条件を基に選考していますので、復職後の勤務条件はこれと同等以上であることが必要です。復職前後で部署の異動、派遣先の変更があった場合も同様です。勤務条件が変わり指数が下がった場合は、利用決定又は利用内定が取消しとなります。）

② 申込み時に2人目以降のお子さんを妊娠されている場合の申込み

これから産まれてくるお子さんの育児休業を取得する予定で、上のお子さんの申込みをされる方は、入所後（または育休復帰後）3か月以上継続して就労することが見込めない場合は「就労」を理由とした申込みは出来ません。事前にご相談ください。③妊娠・出産の申込みは可能です。

③ 妊娠・出産の申込み

出産を理由に入所された場合、出産予定日の翌々月末で退所となります。就労等ほかの要件による継続入所はできません。引き続き入所を希望する場合は、一度退所していただき、再度入所の申込みをしてください。

④ 就労・求職活動での申込み

労働することを常態とすることの目安は「1日4時間以上で、週4日以上勤務」です。入所後3か月以上継続して就労することが条件です。また、求職活動の申込みは年度に1回限り可能です。

⑤ お子さんに障害がある、または気になる症状がある場合の申込み

該当する場合は、窓口で必ずお申出ください。集団保育が可能であるお子さんが申込みの対象となります。定員に空きがあったとしても、施設側の受入体制が整わないときは、入所できない場合もあります。

⑥ 内定辞退について

内定通知後に辞退された場合、その年度内は指数が減点されるため、その後の選考に影響があります。なお、内定を辞退する場合には、速やかに保育課に連絡のうえ、「保育所入所内定辞退・申込取下届」を提出してください。



よい保育施設の選び方



1 まずは情報収集を

保育課の窓口や子育てコンシェルジュから、情報の収集や相談をしましょう

2 事前に見学を

決める前に必ず施設を見学しましょう

3 見た目だけで決めないで

キャッチフレーズ、建物の外観や壁紙がきれい、保育料が安いなど、見た目だけで決めるのはやめましょう

4 部屋の中まで入って見て

見学の時は、必ず子どもたちがいる保育室の中まで入らせてもらいましょう

5 子どもたちの様子を見て

子どもたちの表情がいきいきしているか、見てみましょう

6 保育する人の様子を見て

保育する人の数が十分か、聞いてみましょう

保育士の資格を持つ人がいるか聞いてみましょう

保育する人が笑顔で子どもたちに接しているか、見てみましょう

保育する人の中には経験豊富な人もいるか、見てみましょう

7 施設の様子を見て

赤ちゃんが静かに眠れる場所があるか、また、子どもが動き回れる十分な広さがあるか、見てみましょう

遊び道具がそろっているかを見て、また、外遊びをしているか聞いてみましょう

陽当たりや風通しが良いか、また、清潔か、見てみましょう

冷暖房の設備は完備されているか見てみましょう

災害のときのための避難口や避難階段があるか、見てみましょう

8 保育の方針を聞いて

園長や保育する人から、保育の考え方や内容について聞いてみましょう

どんな給食やおやつが出ているか、聞いてみましょう

連絡帳などで家庭との連絡や参観の機会などがあるか、聞いてみましょう

9 預け始めてからもチェック

預け始めてからも折に触れて保育のしかたや子どもの様子を見てみましょう

10 不満や疑問は率直に

不満や疑問があったらすぐに相談してみましょう



(参考 厚生省児童家庭局保育課「よい保育施設の選び方 十か条」より)

鴨川保育所大規模改修工事について

鴨川保育所は建築後40年を経過し、施設の老朽化が進んでいることから、大規模な改修工事を実施しています。

ご不便をお掛けいたしますが、より良い保育環境を提供するため皆様のご協力をお願いします。

① 仮設園舎

現在、改修工事期間中のため仮設園舎で保育を実施しています。



【仮設保育所所在地】

日出谷保育所南側（旧仮設庁舎跡地）
上日出谷南3丁目4番地の2

② 改修後の鴨川保育所（新園舎）

改修工事完了後、元の場所に戻り、新しくなった園舎で保育を実施します。



※注）イメージイラストです

【鴨川保育所を利用する皆さんに関わること】

令和7年11月頃、大規模改修工事完了後、新しくなった「鴨川保育所」に戻ります。

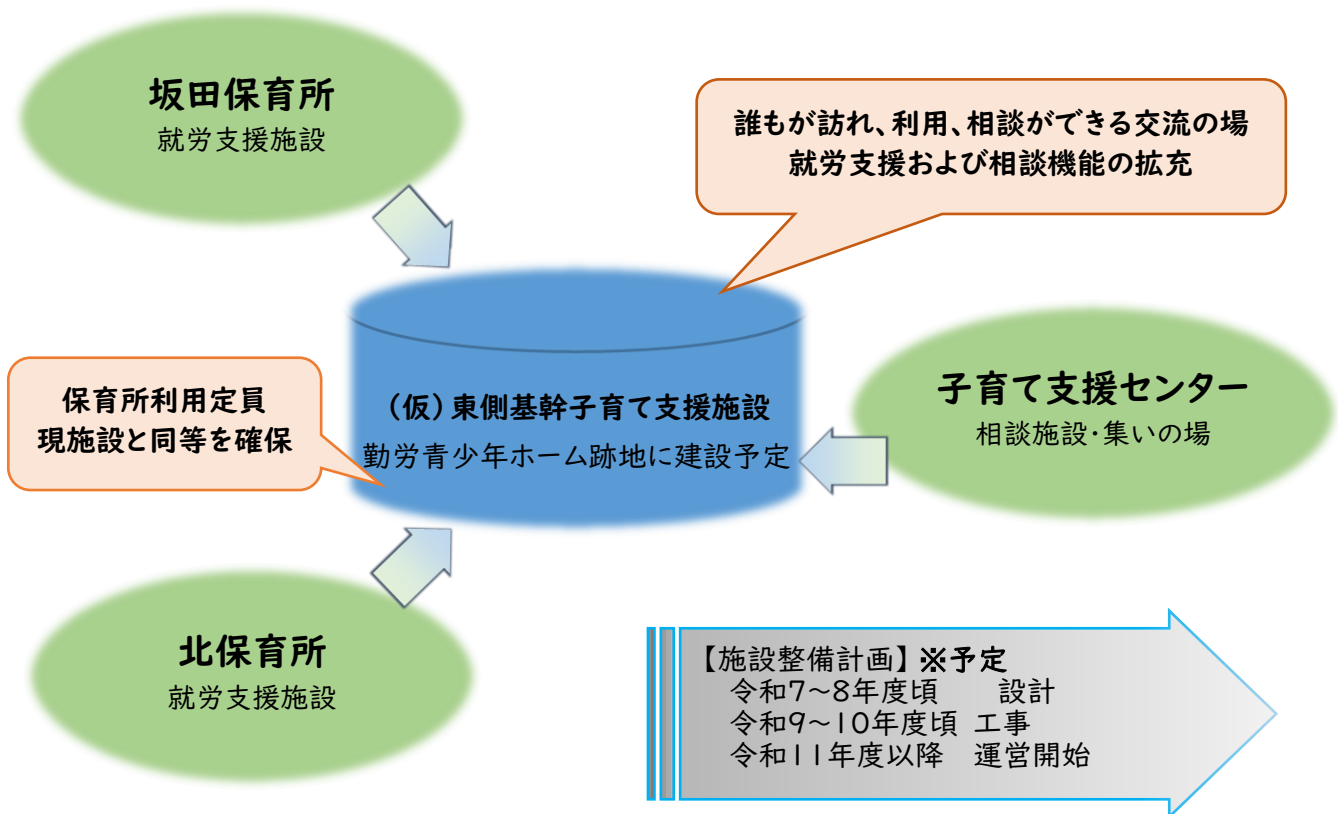
※スケジュールについては、現時点での予定となります。「新しくなった鴨川保育所に戻るタイミング」等、事業の進捗に伴い、随時、皆さんにお知らせいたします。

北保育所および坂田保育所の 老朽化に伴う再編整備予定について

現在、核家族化の進展、地域とのつながりの希薄化を背景に、子育てに不安や悩みを抱える家庭が増加していることから、子育て全般に対する支援の重要性が増しているものと考えています。

このように子育てを取り巻く環境が変化しているなか、子育て世帯が利用する就労支援施設である北保育所と坂田保育所は、建築後40年以上経過し、施設の老朽化が進んでいることから、2施設の現状を踏まえ、建替えが必要であると考えております。

そこで、保育所の老朽化対策にあわせて、子育てを取り巻く環境変化に対応し、子育てに関する支援を充実させることを目的に、就労支援と相談機能の強化を図り、就労の有無にかかわらず、誰でもが気軽に訪れ、利用、相談ができる交流の場の提供、子育ての負担や不安、孤立感等を和らげ、地域で子育てしやすい環境づくりを推進するため、子育て世代が気軽に集える子育て支援の基幹となる施設として、保育所と子育て支援センターが一体となった施設を整備する予定で計画しています。



◆新しい施設については、令和11年度以降に運営開始を予定しています。

◆令和7年度に0歳児クラス、1歳児クラス、2歳児クラスに所属となるお子様は、卒園前に保育所が移転する可能性がありますので、移転する可能性を考慮のうえ、お申込みくださるようお願いいたします。

◆今後、事業の進捗にあわせて、随時、皆さんにお知らせいたします。

よくある質問 ～Q & A～

問1 求職中でも申込みはできますか？

答：できます。（年度内に1回限り）

入所した場合、早急に就労先を決定し、入所日の属する月の翌月の15日までに「就労証明書」を提出してください。これにより入所の理由が就労に変わり、保育の実施期間が延長されます。

問2 希望の保育所は、見学に行ってから決めたほうがよいのでしょうか？

答：保育所ごとに保育方針や入所後に準備していただく物などが異なっていますので、入所申込み前に一度保育所に見学へ行っていただくことをお勧めしています。見学は、直接各保育施設に電話でお問い合わせください。

問3 ならし保育はいつ行うのですか？

答：入所の承諾を受けたその月の1日（1日が日曜日、祝日の場合はその翌日）から約1週間～2週間（お子さんの状況に応じて対応）のならし保育が必要となります。入所承諾期間より前にはおこなっていません。



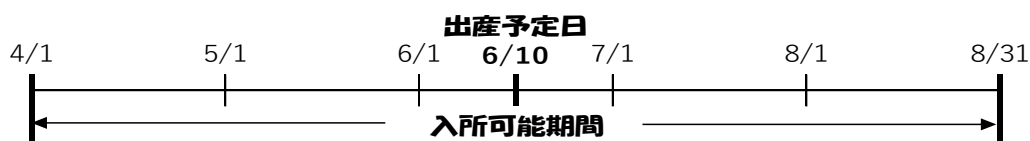
問4 教育・保育給付認定通知書が届きましたが、入所できますか？

答：必ず入所できるわけではありません。まず、保育所や認定こども園等を利用するには、市で保育の必要性の認定をし、教育・保育給付認定通知書を交付します。認定を受けても入所が決まったわけではありません。認定後、保育所や認定こども園等の入所について、市では入所の選考（利用調整）をし、入所を決めていきます。内定の可否については、利用調整結果通知書でご確認ください。

問5 現在妊娠中ですが、上の子を保育所に預けることはできますか？

答：保育の必要な事由で「妊娠・出産」としての申込みができます。出産予定日の前々月の月初から出産予定日の翌々月の月末までとなります。ただし、申込みをしていただき、入所の利用調整をさせていただくため、申込みをしたからといって必ず入所できるわけではありません。

例えば、出産予定日：6月10日であれば、4月1日～8月31日の承諾となります。



※出産日が予定日より前後した場合でも、一度承諾した期間については変更いたしません。



問6 3号認定の場合、満3歳になったときに何か手続きはありますか？

答：満3歳になると、3号認定から2号認定に変更となります。ただし、市が認定を行うもので、保護者が改めて保育の必要性の認定の申請をする必要はありません。また、3号認定から2号認定になっても、3歳になる年度中は、保育料は2歳児クラスとしての保育料をお支払していただくことになります。

問7 2歳児までの定員しかない保育所に入所した場合、3歳児になる時に、就学前までの保育所への入所を希望できますか？

答：できますが、その場合、改めて申込みが必要となります。



問8 兄弟姉妹で申込みをし、選考の結果1人しか内定が出なかった場合、どうすればいいですか？

答：1人でも先に入所した場合、求職中、就労内定、育休復帰の保護者は就労（復職）する必要がありますので、入所できなかった子の預け先を確保する必要があります。

問9 保育所は申し込みれば必ず入所できますか？

答：希望施設の空き状況、申込状況、保育の必要性の高さによって決まりますので、入所できない場合もあります。そのため、希望園を多くすることにより、入所できる可能性が広がりますので、是非ご検討ください。また、例年、公立保育所及び認定こども園をお申込みされる方が多いため、他保育施設もご検討ください。

問10 準備が間に合わない書類があっても申し込めますか？

答：提出の際に、「必要書類」及び保育の必要性が確認できる書類が揃わなければ申し込むことは出来ません。「必要書類」及び「該当者のみが必要な書類」を必ずご提出ください。



問11 日曜・祝日の保育の利用はできますか？

答：桶川なのはな なかよし保育園で休日保育を実施しております。利用手続き等の詳細は、市役所ホームページに掲載しています。

※保育の利用は、通園中の平日の保育と休日保育を合わせて1週間で、6日間の利用に限ります。そのため、休日保育を利用した場合は利用した週に代替休日を取得していただく必要がございます。

※一時預かりではないので冠婚葬祭や保護者様のリフレッシュ等の目的では利用できません。



保育所とは、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって児童を保育する施設です。

公立保育所とは・・・

桶川市が直接施設を管理運営しています。保育内容はほぼ同じですが、環境や施設規模が違うので雰囲気違います。

私立保育園とは・・・

長い歴史のある園や新設保育園、系列の幼稚園がある園など、それぞれ保育内容にも特長があります。

保育の基本料金（保育料）は、どの施設も同じですが、延長料金やその他の実費などは施設により異なります。

※詳細は各施設にお問い合わせください。

※延長保育等の利用は料金がかかります。施設へお問い合わせください。

保育所の休日

- ①日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
- ②その他、施設が必要と認めた日

1 各施設の概要【保育所】

区分	施設名称	所在地	電話番号	利用定員	保育年齢	開所時間	利用時間	
							保育標準時間	保育短時間
公立	※桶川市 鴨川保育所	上日出谷南3-4-2 （仮設園舎） 下日出谷東1-3-4 （改修工事中の園舎）	048 786-1437	96	満10か月 ～就学前	7:00 ～19:00	7:00 ～18:00	8:30 ～16:30
	★桶川市 北保育所	北 1-15-28	048 771-2014	72	満10か月 ～就学前	7:00 ～19:00	7:00 ～18:00	8:30 ～16:30
	★桶川市 坂田保育所	坂田 1559-1	048 728-4653	90	生後43日目 ～就学前	7:00 ～19:00	7:00 ～18:00	8:30 ～16:30
	桶川市 日出谷保育所	上日出谷 南3-4-7	048 787-0593	117	生後43日目 ～就学前	7:00 ～19:00	7:00 ～18:00	8:30 ～16:30
私立	桶川たんぽぽ 保育園	下日出谷西 1-17-14	048 786-5423	110	生後43日目 ～就学前	7:00 ～19:00	7:00 ～18:00	8:30 ～16:30
	カレッジ'ランド' 保育園	若宮 1-1-13	048 789-0888	40	生後43日目 ～2歳児	7:00 ～19:00	7:30 ～18:30	8:30 ～16:30
	桶幼どれみ 保育園	寿 2-10-4	048 771-2258	48	生後43日目 ～2歳児	7:00 ～19:00	7:00 ～18:00	8:30 ～16:30
	アートチャイルド'ケ' 桶川	朝日 1-27-3	048 778-1216	60	生後57日目 ～就学前	7:00 ～19:00	7:00 ～18:00	8:30 ～16:30
	さくら保育園	東 2-5-25	048 778-1680	110	生後43日目 ～就学前	7:00 ～19:00	7:00 ～18:00	8:30 ～16:30
	メリーポピンズ 桶川ルーム	若宮1-5-2 パトリア桶川4階	048 856-9452	66	生後57日目 ～就学前	7:00 ～20:00	7:00 ～18:00	8:30 ～16:30
	桶川なのはな なかよし保育園	若宮1-3-9 プリマヴェーラ	048 782-7722	56	生後43日目 ～就学前	7:00 ～19:00	7:00 ～18:00	8:30 ～16:30

※鴨川保育所は、改修工事のため、令和6年9月24日から仮設園舎にて保育を実施しています。令和7年11月頃完成予定です。

★北保育所及び坂田保育所は、老朽化に伴う再編整備を予定しています。新しい施設は、令和11年度以降に完成予定です。



認定こども園 の紹介



通園のしやすさや
雰囲気を感じるため、
事前に見学すること
をおすすめします。

認定こども園とは・・・

幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせ持った施設です。

3歳児クラスになると日中は幼稚園児と一緒にカリキュラムを受けます。

※制服や教材費などの費用が別途かかります。

※延長保育料等については、＜4 市内幼稚園等（預かり保育事業）＞P26を参照してください。

※3歳以上児クラスで認定こども園の入所を希望する場合は、別途園での直接手続きが必要な場合があります。

※詳細は各施設にお問い合わせください。

認定こども園の休日

- 1号認定 ①長期休業（夏期・冬期・春期）
②開園記念日
③日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
④その他、施設が必要と認めた日
- 2・3号認定 ①日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
②その他、施設が必要と認めた日

2 各施設の概要【認定こども園】

区分	施設名称	所在地	電話番号	利用 定員	保育年齢	開所時間	利用時間		
							教育 標準時間	保育標準 時間	保育短時間
私立	認定こども園 ひがし幼稚園 ひがし保育園	東 1-6-25	048 771-6427	保 90	2歳児～就学前	7:00～ 19:00		7:00～ 18:00	8:30～ 16:30
				幼 35	満3歳～就学前		9:00～ 14:00		
	桶川ときわ こども園	鴨川 1-1-43	048 786-0162	保 90	満6か月～就学前	7:00～ 18:30		7:00～ 18:00	8:00～ 16:00
				幼 230	満3歳～就学前		9:00～ 14:00		
	認定こども園 ひだまり	川田谷 3821-3	048 787-0029	保 90	1歳児～就学前	7:00～ 19:00		7:30～ 18:30	8:30～ 16:30
				幼 100	満3歳～就学前		10:00～ 14:00		
	うさぎ こども園	倉田 103	048 728-2981	保 60	1歳児～就学前	7:30～ 18:30		7:30～ 18:30	8:00～ 16:00
				幼 90	満3歳～就学前		10:00～ 14:00		

働く時間や生活リズムをもとに候補園を決め、気になる園の情報を集めるといいですね！
ホームページをチェックしたり見学することによって、園の方針や特色を感じることができます。
ご家族で相談をしながら、お子さんにあった園を探してあげてください。



子育てコンシェルジュより



家庭的保育に近い環境で、きめ細かな保育を行います。

小規模保育施設とは・・・

0・1・2歳児クラスのみで定員19名以下の少人数制、アットホームな保育が特長です。
各園を卒園する年度には、新規で保育施設を申し込むか、幼稚園利用の手続きが必要です。

事業所内保育施設とは・・・

事業所が運営している定員19名以下の保育施設です。
事業所で働く従業員のお子さんに加え、地域のお子さんもお預かりしています。
※詳細は各施設にお問い合わせください。

小規模保育施設・事業所内保育施設の休日

- ①日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ②その他、施設が必要と認めた日

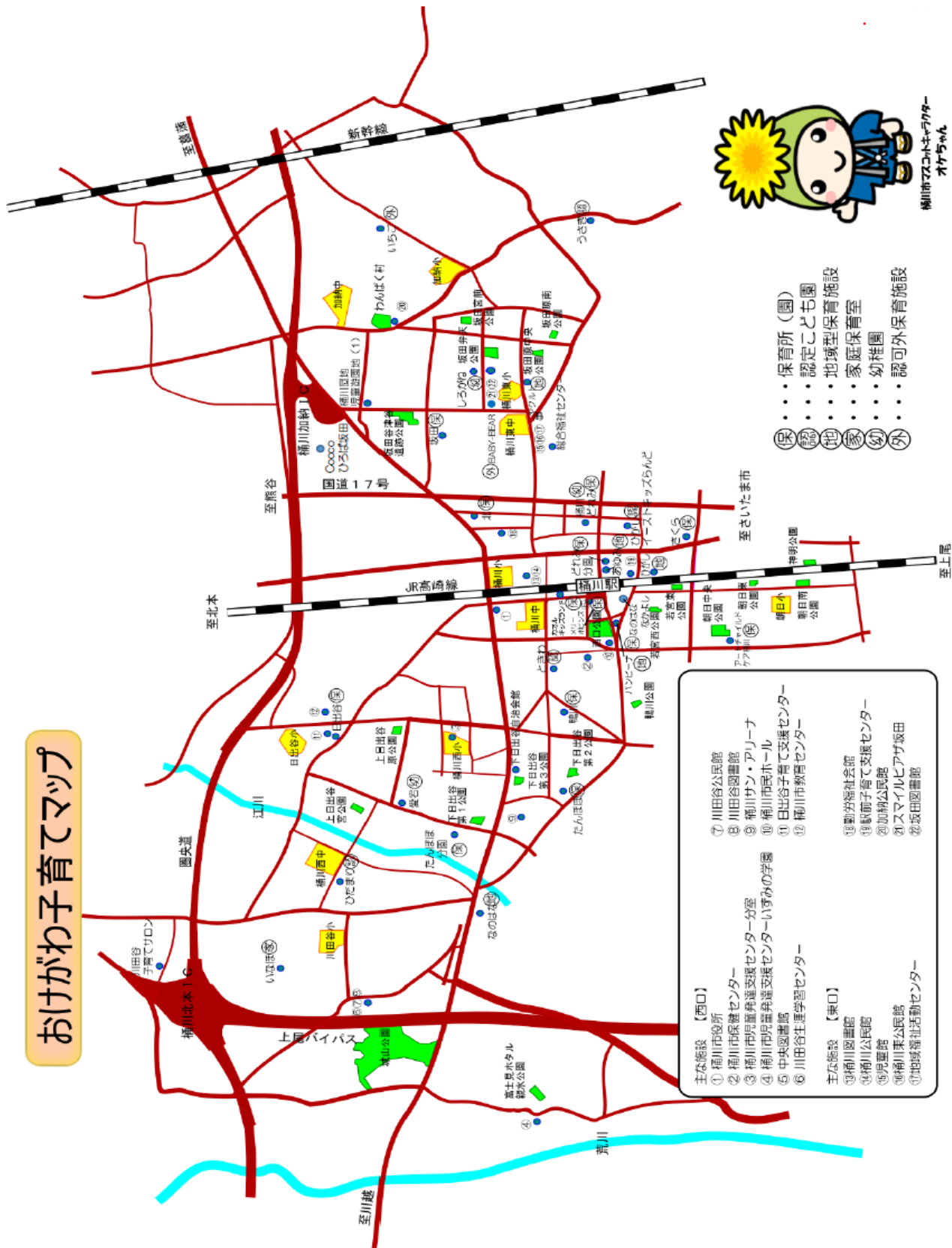
3 小規模保育施設の概要

施設名称	所在地	電話番号	利用定員	保育年齢	開所時間	利用時間	
						保育標準時間	保育短時間
あゆみ保育園	南1-2-21	048 771-8349	19	生後43日目 ～2歳児	7:00～ 20:00	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30
なのはな保育園	川田谷3267	048 787-0970	19	生後43日目 ～2歳児	7:00～ 20:00	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30
バンビーナ 桶川ピューター ワー園	若宮1-4-30 ピューターワー がわ1-111	048 783-3692	19	生後90日目	7:00～ 20:00	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30
ひがし保育園 乳児室	南2-1-12	048 871-5186	19	満10か月 ～1歳児	7:00～ 19:00	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30

4 事業所内保育施設の概要

施設名称	所在地	電話番号	利用定員	保育年齢	開所時間	利用時間	
						保育標準時間	保育短時間
埼玉ヤクルト保育園 桶川東もぐもぐ 保育ルーム	坂田東 1-1-4	080-4145- 4851 048 782-5366	19	満6か月 ～2歳児	7:30～ 19:00	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30

おけがわ子育てマップ



- | | |
|--|---|
| <p>主な施設【西口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 榊川市役所 ② 榊川市保健センター ③ 榊川市児童発達支援センター分室 ④ 榊川市児童発達支援センターいずみの学園 ⑤ 中央図書館 ⑥ 川田谷生涯学習センター | <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 川田谷公民館 ⑧ 川田谷図書館 ⑨ 榊川サン・アリーナ ⑩ 榊川市民ホール ⑪ 日出谷子育て支援センター ⑫ 榊川市教育センター |
| <p>主な施設【東口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑬ 榊川図書館 ⑭ 榊川公民館 ⑮ 児童館 ⑯ 榊川東公民館 ⑰ 地域福祉活動センター | <ul style="list-style-type: none"> ⑱ 榊川福祉会館 ⑲ 榊川子育て支援センター ⑳ 加納公民館 ㉑ スマイルピア坂田 ㉒ 坂田図書館 |



榊川市マスコットキャラクター
おけちゃん

- 保育園 (園)
- 認定こども園
- 地域型保育施設
- 家庭保育室
- 幼稚園
- 認可外保育施設



その他の保育サービス

1 病児・病後児保育

病気やケガをしたとき、あるいはその回復期にある児童を、保護者が就労などにより自宅で保育できないときに、市が委託している専用の保育室で一時的に預かります。（事前登録が必要です）

対象児童	生後6か月～小学校3年生まで
利用日	月曜日～金曜日（1日単位で連続7日まで）
利用時間	午前8時～午後6時
利用料金	1日2,500円（桶川市外の方は5,000円） ※ 別途昼食代等がかかります。
施設名	桶川市病児・病後児保育室 カオルキッズランド・ケアルーム
電話	048-767-7039
住所	桶川市泉1-9-40 マンションまいやしき1B
登録申請	桶川市保育課 TEL048-788-4947(直) カオルキッズランド保育園 TEL048-789-0888

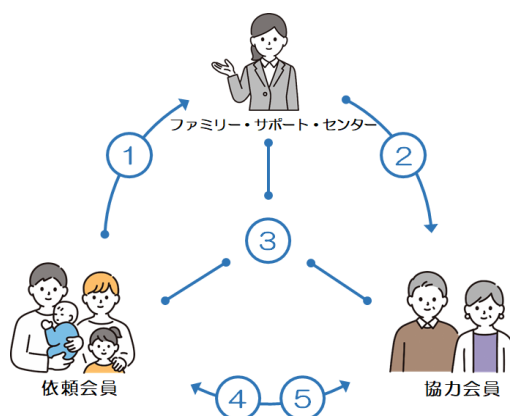


2 ファミリー・サポート・センター

保育施設や放課後児童クラブ、習い事へ子どもを送迎してほしい、自分の時間が欲しい、リフレッシュのために子どもを預けたいなど、「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助をしてくれる人」が相互に助け合うシステムです。随時依頼会員と協力会員を募集しています。

●ファミリー・サポート・センター利用の流れ●

- ① 依頼会員からファミリー・サポート・センターに援助の申し込みをする。
- ② ファミリー・サポート・センターから協力会員に援助を依頼する。
- ③ 依頼会員、協力会員、ファミリー・サポート・センター3者で事前打ち合わせを行う。
- ④ 援助活動を行う。
- ⑤ 依頼会員から協力会員へ報酬を支払う。



●報酬●

援助時間	報酬
平日(月～金曜日)／午前7時～午後7時	700円／1時間
平日(月～金曜日)／上記以外の時間	800円／1時間
土・日・祝日及び年末年始	800円／1時間

●問合せ・申込み先●

桶川市福祉部子ども未来課
TEL 048-788-4944

認可を受けていませんが、認可外保育施設指導監督基準に基づいている保育施設です。

施設名称	所在地	電話番号	保育年齢	特別保育実施		
				一時	休日	夜間・早朝
いなほ保育園	川田谷4593-10	048 786-5970				
クイーンズピア桶川 いちご保育園 (事業所内保育事業)	坂田845-1	048 728-8887	満6か月から就学前 まで	○	○	
BABY-BEAR nursery school 桶川園 (企業主導型保育事業)	坂田西1-8-3	048 674-6106	生後6か月から3歳児 まで	○	○	○

※事業所等で児童を預かる保育施設で、当該事業所で保護者が勤務していなくてもご利用できます。

認可外保育施設等の無償化について

「幼児教育・保育の無償化」により、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。

《対象施設》 ※無償化対象施設については、市へお問い合わせください。

◆都道府県等に届出をした認可外保育施設（一般的な認可外保育施設や、ベビーシッター、事業所内保育所等）

※令和7年3月時点で、いなほ保育園は対象外です。

◆一時預かり事業 ◆病児保育事業 ◆ファミリー・サポート・センター事業

《利用料》

3～5歳児クラスについては月額37,000円、市町村民税非課税世帯の0～2歳児クラスについては月額42,000円を上限に無償となります。

食材料費、通園送迎費や行事費、教材費は利用料に含まれず、保護者負担となります。

なお、無償化の対象となるためには、施設を利用する前に市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。詳しくは、市へお問い合わせください。



市内幼稚園等（預かり保育事業）

幼稚園

施設名称	所在地	預かり保育				季節 休園
				放課後		
	電話番号	時間	保育単価	時間	保育単価	
おけがわ幼稚園	寿2-10-4	7:00から 7:30まで	500円/30分	14:00から 18:00まで	200円/30分	実施
	048 771-1238	7:30から 8:30まで	200円/30分	18:30から 19:00まで	500円/30分	
しろがね幼稚園	坂田西 2-49-1	7:30から 8:00まで	150円/30分	18:00まで	150円/30分	実施
	048 728-4004	8:00から	無料			
愛宕幼稚園	上日出谷南 1-24-12	8:00から	無料	14:00から 18:00まで	800円/1回	実施
	048 786-7277			11:00から 18:00まで	1,200円/1回	

☆入園を希望する場合は、直接幼稚園にお申込みください。無償化給付を受けるためには、入園手続きを終えた後、幼稚園を利用する前に新1号～新3号認定（施設等利用認定）を受ける必要があります。

☆月極利用の実施について別途定めている園もございます。

☆半日保育日・季節休園・土曜日等の実施につきましては、直接幼稚園にお問い合わせください。

認定こども園

施設名称	所在地	預かり保育				季節 休園
		開園前		放課後		
	電話番号	時間	保育単価	時間	保育単価	
認定こども園 ひがし幼稚園 ひがし保育園	東1-6-25	7:00から 9:00まで	300円/1回	14:30から 18:00まで	500円/1回	実施
	048 771-6427			18:00から 19:00まで	300円/30分	
桶川ときわ こども園	鴨川1-1-43	8:00から 8:30まで	200円/30分	14:00から 18:00まで	200円/60分	実施
	048 786-0162					
認定こども園 ひだまり	川田3821-3	7:00から 8:00まで	200円/1回	15:00から 18:00まで	150円/60分	実施
	048 787-0029	7:30から 8:00まで	150円/1回	18:00から 19:00まで	200円/15分	
うさぎ こども園	倉田103	7:30から	100円/1回	15:00まで	100円/60分	実施
	048 728-2981	8:30から	無料	18:00まで	100円/30分	

☆幼稚園部分の入園を希望する場合は、直接認定こども園にお申込みください。無償化給付を受けるためには、入園手続きを終えた後、認定こども園を利用する前に1号(教育保育給付認定)＋新2号・新3号認定（施設等利用認定）を受ける必要があります。

☆月極利用の実施について別途定めている認定こども園もございます。

☆半日保育日・季節休園・土曜日等の実施につきましては、直接認定こども園にお問い合わせください。

1 目的

台風、集中豪雨、地震等の自然災害発生により、人的・物的被害が生じる恐れが高まったとき（以下、「災害時」という。）に、児童のみならず、保護者、保育従事者等の安全を守るため、桶川市内の公立保育所、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所（以下、「保育所等」という。）における臨時休園の基準及び対応等についてガイドラインを策定する。

2 臨時休園の判断

市は、本ガイドラインに基づき、災害時の臨時休園の判断を行い、保育所等へ連絡を行う。ただし、災害の状況等によって、市からの臨時休園の連絡が間に合わない場合は、保育所等は、市のホームページ等において避難情報等を確認の上、本ガイドラインに基づき臨時休園を判断し、市に連絡するものとする。

3 臨時休園の基準・対応

（1）臨時休園を検討すべき災害の基準

下記に該当する場合は臨時休園とする。ただし、安全に保育が可能と判断される場合については、休園しない又は、保育を再開するものとする。

災害の種別	風水害等	地震	その他
内容	警戒レベル3（高齢者等避難）	震度5弱以上	鉄道等の計画運休等により、 保育の実施が難しい場合
	警戒レベル4（避難指示）		
	警戒レベル5（緊急安全確保）		

※警戒レベルについては、市が発令するもの

（2）臨時休園

市からの要請があった場合又は、建物及び周辺の状況確認を行い、施設を閉じる必要があると判断した場合は、臨時休園とする。

※保育所等において、臨時休園の判断をした場合には、市の担当課へ連絡を行う。

（3）保育所等における臨時休園時の対応

開園前に災害が生じたとき	開園中に災害が生じたとき
臨時休園のタイミング ➡開園せず休園 ①臨時休園決定後、保護者に臨時休園を行う旨の連絡を速やかに行う。	臨時休園のタイミング ➡利用児童の降園後 ①施設の状況に応じて園内又は安全が確保される場所に集合し、利用児童及び職員の安全確認を行う。 ②臨時休園決定後、保護者にお迎え依頼、及び臨時休園を行う旨、市の担当課へ速やかに連絡 ※利用児童の保護者への引き渡しについては、安全な状況になった後に行う。

4 保育の再開の基準・対応

市は、本ガイドラインに基づき、避難情報が解除されたときは、保育所等に保育の再開を連絡する。

【保育所等の対応】

- ・市から連絡を受けた保育所等は、次の確認事項を確認する。
- ・安全に保育できる状況を確認した後、保育所等の再開の旨を市に報告する。
- ・保護者へ保育所等の再開をメール等で連絡する。

【保育所等の再開のための確認事項】

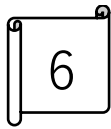
- ・施設及び施設周辺の安全の確保
- ・ライフライン（電気、水道、ガス、交通等）の状況
- ・給食の提供の可否（必要に応じて、一時的な弁当持参等を検討）
- ・職員体制の確保

5 代替保育

市は、災害時に勤務を要する社会的要請が強い医療関係等の職種に従事する保護者の児童に対して、児童、保護者、保育従事者等の安全に留意した上で、安全に保育することが可能であると判断される場合、代替保育施設における保育の実施に努める。

6 保護者への事前周知

市は、本ガイドラインによる基準・対応を市のホームページに公表する。



クラス早見表・入所可能クラス一覧

令和7年度 クラス早見表

保育所	生年月日	保育終了期間	
		就学前	満3歳
0児歳クラス	令和6年4月2日 ~ 2024年4月2日	令和13年3月31日 ~ 2031年3月31日	令和10年3月31日 ~ 2028年3月31日
1歳児クラス	令和5年4月2日 ~ 2023年4月2日 ~ 令和6年4月1日 ~ 2024年4月1日	令和12年3月31日 ~ 2030年3月31日	令和9年3月31日 ~ 2027年3月31日
2歳児クラス	令和4年4月2日 ~ 2022年4月2日 ~ 令和5年4月1日 ~ 2023年4月1日	令和11年3月31日 ~ 2029年3月31日	令和8年3月31日 ~ 2026年3月31日
3歳児クラス	令和3年4月2日 ~ 2021年4月2日 ~ 令和4年4月1日 ~ 2022年4月1日	令和10年3月31日 ~ 2028年3月31日	
4歳児クラス	令和2年4月2日 ~ 2020年4月2日 ~ 令和3年4月1日 ~ 2021年4月1日	令和9年3月31日 ~ 2027年3月31日	
5歳児クラス	平成31年4月2日 ~ 2019年4月2日 ~ 令和2年4月1日 ~ 2020年4月1日	令和8年3月31日 ~ 2026年3月31日	

※4月1日時点の年齢がクラス、
0歳児は入所月1日時点の生後
日が基準です。



令和7年度 入所可能クラス一覧

		0歳児 (入所月1日時点)	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
公立	鴨川保育所	満10ヵ月~	○	○	○	○	○
	北保育所	満10ヵ月~	○	○	○	○	○
	坂田保育所	生後43日目~	○	○	○	○	○
	日出谷保育所	生後43日目~	○	○	○	○	○
私立	桶川たんぽぽ保育園	生後43日目~	○	○	○	○	○
	カオルキッズランド保育園	生後43日目~	○	○			
	桶幼どれみ保育園	生後43日目~	○	○			
	アートチャイルドケア桶川	生後57日目~	○	○	○	○	○
	さくら保育園	生後43日目~	○	○	○	○	○
	メリーポピンズ桶川ルーム	生後57日目~	○	○	○	○	○
	桶川なのはな なかよし保育園	生後43日目~	○	○	○	○	○
認定 こども園	認定こども園ひがし幼稚園 ひがし保育園			○	○	○	○
	桶川ときわこども園	満6ヵ月~	○	○	○	○	○
	認定こども園ひだまり		○	○	○	○	○
	うさぎこども園		○	○	○	○	○
小規模 保育施設	あゆみ保育園	生後43日目~	○	○			
	なのはな保育園	生後43日目~	○	○			
	バンビーナ桶川ビュータワー園	生後90日目~	○	○			
	ひがし保育園乳児室	満10ヵ月~	○				
事業所内 保育施設	埼玉ヤクルト保育園 桶川東もぐもぐ保育ルーム	満6ヵ月~	○	○			

保育所・認定こども園・幼稚園一覧

運営・施設名		分類	所在地	電話番号 市外局番（048）	預かり保育	一時保育
認可 保育所	【公】鴨川保育所	保	上日出谷南3-4-2（仮設園舎） 下日出谷東1-3-4（改修工事中の園舎）	786-1437		
	【公】北保育所	保	北1-15-28	771-2104		
	【公】坂田保育所	保	坂田1559-1	728-4653		
	【公】日出谷保育所	保	上日出谷南3-4-7	787-0593		
	【私】桶川たんぽぽ保育園	保	下日出谷西1-17-14	786-5423		○
	【私】カキツバタ保育園	保	若宮1-1-13	789-0888		○
	【私】桶幼どれみ保育園	保	寿2-10-4	771-1238		○
	【私】アートチャイルドケア桶川	保	朝日1-27-3	778-1216		
	【私】さくら保育園	保	東2-5-25	778-1680		○
	【私】メリーポピンズ桶川ルーム	保	若宮1-5-2/パトリア桶川 4 階	856-9452		○
	【私】桶川なのはな なかよし保育園	保	若宮1-3-9/プリマヴェーラ	782-7722		
認定 こども 園	【私】認定こども園 ひがし幼稚園ひがし保育園	認（幼） 認（保）	東1-6-25	771-6427	○ ○	○
	【私】桶川ときわこども園	認（幼） 認（保）	鴨川1-1-43	786-0162	○ ○	
	【私】認定こども園ひだまり	認（幼） 認（保）	川田谷3821-3	787-0029	○ ○	
	【私】うさぎこども園	認（幼） 認（保）	倉田103	728-2981	○ ○	
地域 型 保育 施設	【私】あゆみ保育園	小	南1-2-21	771-8349		○
	【私】なのはな保育園	小	川田谷3267	787-0970		○
	【私】バンビーナ桶川ビュータワー園	小	若宮1-4-30/ビュータワーおけがわ1-111	783-3692		
	【私】ひがし保育園乳児室	小	南2-1-12	871-5186		○
	【私】さいたまヤクルト保育園 桶川東もぐもぐ保育ルーム	事	坂田東1-1-4	782-5366		
認可 外	【私】いなほ保育園	外	川田谷4593-10	786-5970		
	【私】クイーンズピア桶川 いちご保育園	外	坂田845-1	728-8887		○
	【私】BABY-BEAR nursery school 桶川園	外	坂田西1-8-3	0120-022-685		○
幼 稚 園	【私】おけがわ幼稚園	幼	寿2-10-4	771-1238	○	
	【私】しろがね幼稚園	幼	坂田西2-49-1	728-4004	○	
	【私】愛宕幼稚園	幼	上日出谷南1-24-12	786-7277	○	

【私】私立 【公】公立

保・・認可保育所

認（幼）・認定こども園幼稚園部分

認（保）・認定こども園保育所部分

小・・小規模保育施設

事・・事業所内保育施設

外・・認可外保育施設

幼・・・・・幼稚園



受付期間

入所希望日	窓口申込受付締切日
令和7年 5月1日	令和7年 4月7日 (月)
令和7年 6月1日	令和7年 5月7日 (水)
令和7年 7月1日	令和7年 6月5日 (木)
令和7年 8月1日	令和7年 7月7日 (月)
令和7年 9月1日	令和7年 8月5日 (火)
令和7年 10月1日	令和7年 9月5日 (金)
令和7年 11月1日	令和7年 10月6日 (月)
令和7年 12月1日	令和7年 11月5日 (水)
令和8年 1月1日	令和7年 12月5日 (金)
令和8年 2月1日	令和8年 1月5日 (月)
令和8年 3月1日	令和8年 2月5日 (木)

※土日祝日、年末年始を除く

☆窓口受付時間 午前8時30分～午後5時15分

☆窓口受付場所 保育課（桶川市役所2階）

★郵便受付 入所希望日の前月の1日までの消印有効
（窓口受付推奨）

check !!

桶川市福祉部保育課

〒363-8501 埼玉県桶川市泉1-3-28
TEL 048-788-4947・4948（直通）
FAX 048-786-5882